

本人であることが確認できる公的な身分証明書について

本人確認に使用する公的な身分証明書は、本人の顔写真がついているものを原則とします。

顔写真がある身分証明書は、以下①「1つの提示で足りるもの」の中から1点提示してください。

顔写真のない身分証明書の場合は、以下②「2つ以上の提示が必要となるもの」の中から2点提示してください。

いずれの場合も有効期限内のものをご用意ください。

① 1つの提示で足りるもの

- ・運転免許証（運転経歴証明書）
- ・パスポート
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・マイナンバーカード（通知カードは不可）
- ・在留カード、特別永住者証明書（外国籍の方）
- ・写真付き身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真貼替え防止がなされているもの）
- ・国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）等

② 2つ以上の提示が必要となるもの

A と B から1点ずつ、又はA から2点をご用意ください。

A	<ul style="list-style-type: none">・社会保険被保険者証（組合健保、協会けんぽ、共済組合）・国民健康保険被保険者証（市町村国保、国保組合）・介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・公的年金（企業年金、基礎年金を除く）の年金証書または恩給証・基礎年金番号通知書または年金手帳・印鑑登録証明書と印鑑 等
B	<ul style="list-style-type: none">・学生証・生徒手帳（いずれも写真付きのもの）・会社等の身分証明書（写真付きのもの）・国または地方公共団体が発行した資格証明書（写真付きのもの）